

一般社団法人日本リエイブルメント協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本リエイブルメント協会という。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心身の状態が低下した高齢者に対し、面談を中心とした短期集中的な支援を行うことで、自分らしい生活を取り戻すことを実現するリエイブルメントの普及、啓発、支援を行うとともに、高齢者のみならず、あらゆる人々が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう支援する体制の構築を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員に対する研修、会員相互の情報交換及び交流に関する事業
- 2 教育研修等事業及び教育研修等事業の企画運営に関する事業
- 3 行政機関及び企業等の団体並びに医療・介護専門職等の活動を支援する事業
- 4 国内外の医療・介護・福祉に関する政策及び活動等に関する調査研究事業
- 5 介護保険法に基づく介護予防支援事業及びそれに相当するサービス提供事業
- 6 介護保険法に基づく第1号事業及びそれに相当するサービス提供事業
- 7 出版物及びコンピューター・ソフトウェアの企画、製作・開発及び販売に関する事業
- 8 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 社員及び会員として入会しようとするものは、別に定めるところにより、入会の申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 社員及び会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員及び会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 社員及び会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員及び会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員及び会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 違法行為又は著しく社会的道義に反する行為などにより、総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員又は会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員及び会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって決議し又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事が、記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第18条 この法人に、理事1名以上9名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第24条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に

終わる。

（事業計画及び収支予算）

第25条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金）

第27条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により

解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第9章 補則

(委任等)

第32条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。